

埴町無料職業紹介所の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条 第1項の規定に基づき、埴町民及び埴町への移住予定者等に対し無料で就業のあっせんを行うため、埴町無料職業紹介所（以下「紹介所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 紹介所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 埴町無料職業紹介所
- (2) 所在地 福島県東白川郡埴町大字埴字大町三丁目21番地（埴町役場内）

(開設日等)

第3条 紹介所の開設日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

2 紹介所の開設時間は、午前9時00分から午後4時00分までとする。

(所管)

第4条 紹介所の行う無料職業紹介業務（以下「業務」という。）は、雇用対策担当課で行う。

(業務の内容)

第5条 紹介所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 求職者に対する職業紹介及び求人者に対する求職者紹介に関すること。
- (2) 求人情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 求職者への職業相談に関すること。
- (4) 公共職業安定所等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他職業紹介に必要な業務に関すること。

(取扱範囲)

第6条 紹介所が取り扱う求職者、求人者及び職種の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 求職者の範囲は、埴町に現住所を有する者及び住所を定めようとする者とする。
- (2) 求人者の範囲は、求職者が通勤可能な範囲に事業所を有する者とする。
- (3) 取扱職種は全職種とする。ただし、次に掲げる職種を除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける
職種

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）の適用を受ける職種

ウ 申込内容が法令に反する職種

エ 社会通念上公序良俗に反する職種

(求人の受理等)

第7条 紹介所は、求人票（様式第1号）により求人申込みを受理するものとする。ただし、求人申込みが次の各号のいずれかに該当するときは、これを受理しない。

- (1) 申込みの内容が法令に違反するとき。
- (2) 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當なとき。
- (3) 求人者が労働条件等の文書による明示（法第5条の3関係）を行わないとき。
- (4) 求人者が暴力団員等であるとき、その他法第5条の6第1項各号に掲げる求人不受理事由に該当するとき。

(求職の受理等)

第8条 紹介所は、求職票（様式第2号）により求職申込みを受理するものとする。ただし、求職の申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

(求人票及び求職票の整理、保管及び閲覧)

第9条 受理した求人票及び求職票は、それぞれ求人管理簿及び求職管理簿に登載し、整理保管するものとする。

2 前項のうち、求人票及び求人管理簿については、求職者の閲覧に供するものとする。

(紹介状の発行)

第10条 紹介所は、求職者を求人者に紹介する場合は、必要に応じて紹介状（様式第3号）を発行するものとする。

(結果の報告)

第11条 求人者は、雇用関係の成否にかかわらず、選考結果を選考結果通知書（様式第4号）により紹介所にその結果を速やかに報告するものとする。

(求人・求職の有効期限)

第12条 紹介所が取り扱う求人又は求職の有効期限は、原則として当該申込みを受理した日から起算して、2か月、6か月又は12か月のいずれかの期間とし、求人者又は求職者の希望に基づき定めるものとする。

2 前項の有効期限の終期は、その期間を経過する月の末日とする。

3 有効期限が経過した後に、引き続き求人又は求職の申込みを希望する場合は、改めて申込みの手続を行わなければならない。

(秘密の厳守及び個人情報の保護)

第13条 紹介所の業務に従事する職員は、法第5条の5、法第51条の2及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、求職者等の個人情報を厳正に管理するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職員でなくなった後においても同様とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、業務の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。